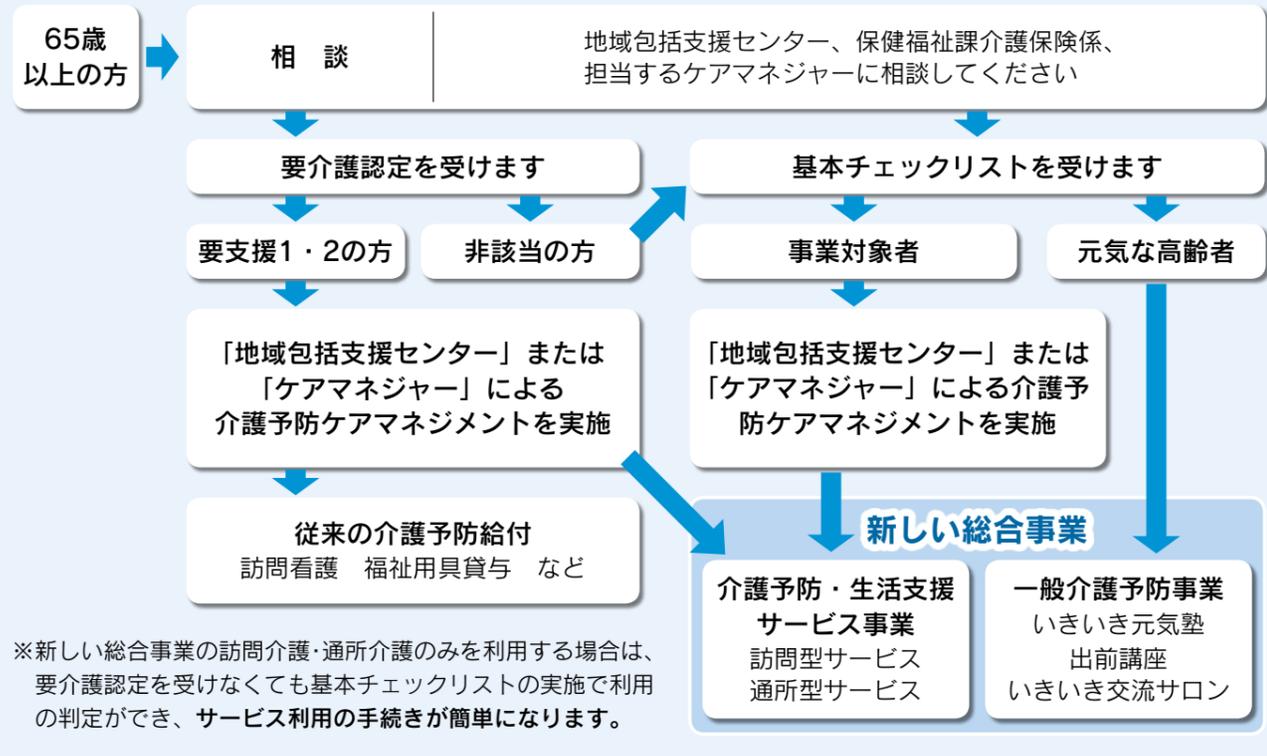


## ◆新しい総合事業利用の流れ



## 総合事業で利用できるサービス

### ■訪問型サービス(訪問介護)

掃除や洗濯など、日常生活上の支援の提供

### ■通所型サービス(通所介護)

機能訓練や集いの場など、日常生活上の支援の提供

### ■一般介護予防事業

65歳以上のすべての方が対象です。

- いきいき元気塾  
簡単な体操や参加者との交流で介護予防
- 出前講座  
介護予防についての講座を地区の集会所等で開催
- いきいき交流サロン  
介護予防のために地区の集会所で開催する高齢者の集い



※平成29年度のいきいき元気塾の参加者は広報たこ4月号で募集

## 利用しているサービスについて

現在、要支援1・2の認定を受けている方が利用している介護予防訪問介護と介護予防通所介護は総合事業へ移行しますが、これまでと同様のサービスを利用することができます。

また、サービスを利用する際の自己負担額の割合についても変更はありません。

※訪問介護と通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具貸与等)の利用を希望する場合は、今まで通り「要介護認定」の申請が必要となります。

相談・お問合せ ●保健福祉課介護保険係 ☎ 76-3185  
地域包括支援センター ☎ 70-6111

平成29年4月から

# 介護予防・日常生活支援総合事業 が始まります

介護保険法の改正により、高齢者の皆さんの介護予防と日常生活の自立を支援する「総合事業」が創設され、町が地域の实情に応じてサービスの提供を行うことが可能となります。



## 総合事業とは

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)とは、要支援に認定された方や生活機能の低下がみられる65歳以上の方が利用できる「介護予防・生活支援サービス」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」で構成される介護予防のための事業です。

## ◆これまでとどう変わるのか

	平成29年3月まで		平成29年4月から
	介護給付(要介護1~5)	変更なし	介護給付(要介護1~5)
介護予防給付(要支援)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問看護</li> <li>●福祉用具貸与</li> <li>など</li> </ul>	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問看護</li> <li>●福祉用具貸与</li> <li>など</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問介護</li> <li>●通所介護</li> </ul>	変更あり	総合事業 介護予防・生活支援サービス事業 ●訪問型サービス 訪問介護 ●通所型サービス 通所介護

※現行の要支援の人に対する介護予防給付のうち、訪問介護(ホームヘルプサービス)、通所介護(デイサービス)が、新しい総合事業に移行します。

## 対象者

要支援1・2の認定を受けた方と65歳以上の方で「基本チェックリスト」により事業対象者となった方

※要介護認定を受けなくても窓口で「基本チェックリスト」を行い、事業対象者となった場合は総合事業のサービス(訪問型サービス・通所型サービス)の利用が可能となります。

事業対象者とならなかった場合でも、「一般介護予防事業」が利用できます。

※総合事業の対象となった方には、介護予防手帳(通称「たまこノート」)を配布します。



イメージ図